

平成 22 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 パナソニック株式会社
代表者名 取締役社長 大坪 文雄
(コード：6752、東証・大証・名証 第一部)
問合せ先 役員 財務・IRグループ
グループマネージャー 河井 英明
(TEL. 06-6908-1121)

三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

パナソニック株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 22 年 7 月 29 日開催の取締役会において、以下の通り、三洋電機株式会社（コード番号：6764 東京証券取引所・大阪証券取引所、以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の発行済株式総数（平成 22 年 3 月 31 日現在：6,158,053,099 株）の 50.05%（3,082,309,227 株）を保有しており、対象者を連結子会社としていますが、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）を本公開買付けにより取得することとしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。また、本公開買付けは、対象者又はその子会社の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと等を条件として開始いたします。

なお、対象者によれば、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行ったとのこととです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、大正 7 年の創業以来、「事業活動を通じて、世界中の人々のくらしの向上と、社会の発展に貢献する」、という経営理念を全ての活動の指針として、幅広くエレクトロニクス事業に取り組んできました。一方、対象者は、エネルギー部門、電子デバイス部門、デジタルシステム部門、コマーシャル部門、コンシューマエレクトロニクス部門、その他部門において、製造・販売・保守・サービス等の活動を展開しており、「私たちは世界のひとつとなくなてはならない存在でありたい」という経営理念のもと、お客様価値の向上に努めてきました。

そのような中で、当社及び対象者は、グローバルに厳しい競争環境を乗り越え、共に企業価値の最大化を目指していくため、平成 20 年 11 月 7 日、当社による対象者の子会社化を前提とする資本・業務提携に関し協議を開始することに合意し、さらに平成 20 年 12 月 19 日に「パナソニック株式会社および三洋電機株式会社の資本・業務提携契約締結のお知らせ」を発表しました。その後当社は、平成 21 年 12 月 10 日付「三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載の通り、対象者株式に対する公開買付け（以下「前回公開買付け」といいます。）を実施し、対象者の総株主等の議決権の数（平成 21 年 9 月 30 日現在）の 50.19%を所有するに至り、対象者を連結子会社化いたしました。

その結果、パナソニックグループは、「デジタル AVC ネットワーク」、「アプライアンス」、「電工・パナホーム」、「デバイス」、「その他」に、「三洋電機」を加えた 6 つのセグメントを有し、エレクトロニクス分野で一層の広がりとし、深みを持つ企業グループとなりました。

そして平成 22 年 1 月 8 日には、この新パナソニックグループとして「2010 年度経営方針」を発表し、創業 100 周年（平成 30 年）に向けて「エレクトロニクス No. 1 の『環境革新企業』」を目指す、というビジョンを打ち出しました。さらに平成 22 年 5 月 7 日には、このビジョン実現への最初のステップと位置づけた 3 ヶ年の中期計画「Green Transformation 2012（以下「GT12」といいます。）」を発表しました。

GT12 は、パナソニックグループ全体で、「環境貢献と事業成長の一体化」を図りながら、「成長へのパラダイム転換」と「環境革新企業の基盤づくり」に取り組み、計画終了時には「成長力溢れるパナソニックグループ」を目指すものとなっています。特に、「エナジーシステム」、「冷熱コンディショニング」、「ネットワーク AV」、「ヘルスケア」、「セキュリティ」、「LED」をグループ 6 重点事業として、経営リソースを大胆にシフトしていく計画です。このうち「エナジーシステム」、「冷熱コンディショニング」、「ネットワーク AV」は、グループの中核事業として全社の販売・収益を牽引することを、また、「ヘルスケア」、「セキュリティ」、「LED」の 3 事業は、「次代の柱事業」として大きく伸ばすことを目指しています。さらに、これらの事業を核として「家・ビル・街まるごとソリューション」を提供する中で、パナソニックグループならではの、成長の姿を追求していく方針です。

対象者も、パナソニックグループとしてのビジョン及び GT12 のコンセプトを共有した上で、対象者の中期計画を策定し、平成 22 年 5 月 11 日に詳細を公表しました。この中で、「シナジーの発揮による高収益企業への基盤確立」を目指し、収益性の改善に向けた、経営体質の更なる強化を図るとともに、持続的な競争優位性を確立するために、エナジー事業への更なる経営資源の集中や収益源となる事業の競争力強化に取り組むことを明確にしています。特に、パナソニックグループの 6 重点事業の一つである「エナジーシステム」に含まれる太陽電池事業では、平成 24 年度に国内 No. 1、平成 27 年度にグローバル TOP 3 となるべく、セル及びモジュールの増産に積極投資すると同時に、次世代太陽電池の開発を加速します。また二次電池事業（民生用）では、既存用途での増販と新規用途開拓で世界トップを堅持する方針です。さらに、HEV 及び EV 事業（環境対応車用二次電池）では平成 32 年度にグローバルシェア 40%を目指しています。

また、当社及び対象者は、前回公開買付け後、「コラボレーション委員会」を発足し、具体的にシナジー効果を創出する施策を検討してまいりました。その結果、太陽電池事業におけるグループ販売体制の強化や、リチウムイオン電池事業における強みの高位平準化をはじめ、様々な施策により、平成 24 年度にはグループの営業利益ベースで 800 億円以上のシナジー効果を生み出すという目標を定めました。これらの内容は、GT12 に織り込まれております。

このように当社と対象者は、すでにグループ企業として経営戦略を共有し、本年 7 月よりパナソニックルートで HIT 太陽電池の販売を本格的に開始するなど、様々なコラボレーション施策も実行しておりますが、パナソニックグループを取り巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けております。環境・エナジー関連市場の急拡大、新興国市場の急成長などが、事業拡大の好機をもたらす一方で、日米欧に加え韓国・台湾・中国企業などとの競争が、デジタル AVC ネットワーク分野にとどまらず、二次電池や太陽電池、電気自動車関連などの分野においても激化しております。戦略実行のスピードを上げ、さらなる総合力の発揮に向けてあらゆる手を打たなければ、成長市場でのグローバル競争に打ち勝つことは困難になっております。

こうした中、当社と対象者は、平成 22 年 6 月末頃から、当社からの提案を契機として、両社の企業価値をさらに向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けとその後の取引を通じて当社が対象者を完全子会社化することにより、意思決定の迅速化とグループ・シナジーの最大化を実現し、「エレクトロニクス No. 1 の『環境革新企業』」の実現に向けた取り組みを加速していくことが、対象者の企業価値の拡大のみならずパナソニックグループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。また、当社は、当社の連結子会社であるパナソニック電工株式会社（以下「パナソニック電工」といいます。）との間でも並行して協議・検討を重ね、同様にパナソニック電工の完全子会社化を実施することがパナソニック電工の企業価値拡大のみならずパナソニックグループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。

そして、当社、パナソニック電工及び対象者の3社は、平成22年7月29日開催のそれぞれの取締役会において、平成23年4月を目途に、当社によるパナソニック電工及び対象者（以下総称して「両子会社」といいます。）の完全子会社化（以下「両子会社完全子会社化」といいます。）を推進していくことを決議し、「パナソニック株式会社によるパナソニック電工株式会社及び三洋電機株式会社の完全子会社化に向けた合意のお知らせ」を発表しました。当社は、両子会社完全子会社化の推進に向けて、パナソニック電工の普通株式に対する公開買付け及び本公開買付け（以下併せて「両子会社公開買付け」といいます。）の開始を同時に決議しました。なお、両子会社公開買付けにより両子会社完全子会社化が達成できなかった場合には、両子会社完全子会社化を推進するため、本公開買付け後に当社を完全親会社、両子会社をそれぞれ完全子会社とする株式交換（以下「両子会社株式交換」といいます。）を実施する予定です。

今後、当社、パナソニック電工及び対象者は、3社が真に一体となった新たなパナソニックグループを構築し、

- ① お客様接点の強化による価値創出の最大化
- ② スピーディで筋肉質な経営の実現
- ③ 大胆なリソースシフトによる成長事業の加速

を図ってまいります。

こうした姿を実現するために、平成24年1月を目途に、事業体制を再編します。その基本的な考え方は、「お客様価値の最大化」を基軸として、「コンシューマ」「デバイス」「ソリューション」の3事業分野ごとに、3社の事業・販売部門を統合・再編し、それぞれの事業特性に最適なビジネスモデルを構築する、というものです。各事業・各業界で、グローバル競争を勝ち抜ける体制を確立してまいります。

各事業分野における再編の方向性は、次の通りです。

・コンシューマ事業分野

グループのマーケティング機能をグローバルに再編。その中で、前線の機能強化を図り、お客様起点の商品づくりを加速します。また、国内外のマーケティングリソースの戦略的配分により、特に海外コンシューマ事業の強化を図ります。

・デバイス事業分野

ビジネスモデルが共通するデバイスごとに、開発・製造・販売の連携を強化。マーケティングと技術が一体となり、お客様の潜在ニーズを先取りした提案型ビジネスを強化し、社内用途に依存しない自立した事業として拡大を図ります。なお、特に本分野では、対象者の二次電池事業、ソーラー事業などの強みやお客様ネットワークを、引き続き最大限に活かしてまいります。

・ソリューション事業分野

ビジネス顧客に対するソリューションごとに、開発・製造・販売を一元化。お客様のニーズをスピーディに捉え、最適な商品・サービス・ソリューションを最速で提供することを目指します。さらに、各ソリューションを包含した「家・ビル・街まるごとソリューション」の加速を図ります。なお、特に本分野では、パナソニック電工の強みやお客様ネットワークを、引き続き最大限に活かしてまいります。

これらとあわせて、本社部門についても、3社の組織を統合・スリム化しつつ、戦略機能を強化し、筋肉質でスピーディなグローバル本社を目指します。

具体的な再編内容については、今後、決定次第、公表してまいります。

さらに、こうした再編とあわせて、ブランドについても、将来的に原則「Panasonic」へ統一する方向で、検討を行ってまいります。ただし、事業・地域によっては一部「SANYO」の活用も継続する予定です。

両子会社完全子会社化及び事業再編によって、特に、GT12で全社の販売・収益を牽引する中核事業と位置づけている「エナジーシステム」「冷熱コンディショニング」「ネットワークAV」の各事業において、3社の強みの融合や「まるごとソリューション」の提案力強化などが進み、グローバル競争力を加速して高め

ることができると考えています。「次代の柱事業」と位置づけている「ヘルスケア」「セキュリティ」「LED」の各事業においても、3社の研究開発力や市場開拓力を結集し、事業成長を加速してまいります。

また、3社の事業統合や拠点集約、本社組織の最適化・スリム化等により、さらなる経営体質・コスト競争力の強化を実現してまいります。

これらの施策を通して、当社が平成22年5月7日に公表した中期計画GT12の経営目標である、平成25年3月期での「売上高10兆円、営業利益率5%以上、ROE10%、フリーキャッシュフロー3年累計8,000億円以上、CO2削減貢献量5,000万トン（平成17年度基準）」を確実に実現し、さらなる上積みを目指してまいります。

上記の通り、当社、パナソニック電工及び対象者の3社では、両子会社完全子会社化の推進にあたり、今回、両子会社公開買付け及び両子会社株式交換（予定）を実施することで両子会社完全子会社化を進めるスキームを採用しました。

本公開買付けにより当社による対象者の完全子会社化（以下「本完全子会社化」といいます。）が達成できなかった場合には、本完全子会社化を推進するため、本公開買付け後に当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施する予定です。本株式交換の詳細については、後記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。

（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は、本日現在において当社の連結子会社であり、また当社と対象者の人事及び業務上の継続的な関係を勘案し、当社及び対象者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から平成22年7月29日に提出された株式価値算定書（以下「算定書」といいます。算定基準日：平成22年7月27日）を参考にいたしました。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

（a）市場株価平均法：112円～138円

市場株価平均法では、平成22年7月27日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値、及び基準日終値を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、112円～138円と分析しております。

（b）類似会社比較法：46円～85円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、46円～85円と分析しております。

（c）DCF法：113円～233円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、113円～233円と分析しております。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係わるデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付けにおける買付価格（案）を138円と算定しました。そして、当社は、平成22年7月29日、野村證券より、上記経緯により算定された買付価格（案）138円は当社にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領した上で、最終的に平成22年7月29日開催の取締役会において本公開買付価格を138円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり138円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前日である平成22年7月28日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の普通取引終値118円に対して16.9%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成22年6月29日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値114円（小数点以下切捨て、以下本項の円の数値において同じ。）に対して21.1%、過去3ヶ月間（平成22年4月30日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値126円に対して9.5%、過去6ヶ月間（平成22年1月29日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値137円に対して0.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 対象者による株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるアビーム M&A コンサルティング株式会社（以下「アビーム M&A コンサルティング」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。アビーム M&A コンサルティングは、対象者の株式価値の分析にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者から対象者の財務情報及び事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で対象者株式の価値を分析し、平成22年7月29日付で対象者に対し株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。算定基準日：平成22年7月28日）を提出したとのことです。アビーム M&A コンサルティングが当該株式価値の分析に用いた手法は、市場株価法、類似会社比準法及びDCF法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りとのことです。

（a）市場株価法：114円～140円

市場株価法では、平成22年7月28日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値及び出来高加重平均値、直近3ヶ月間の終値平均値及び出来高加重平均値、直近1ヶ月間の終値平均値及び出来高加重平均値、及び基準日終値を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、114円～140円と分析しているとのことです。

（b）類似会社比準法：78円～110円

類似会社比準法とは、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値を、78円～110円と分析しているとのことです。

（c）DCF法：100円～163円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報、当社が対象者を完全子会社化することにより創出が期待されるシナジー効果等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、100円～163円と分析しているとのことです。

さらに、対象者取締役会は、本賛同表明及び応募推奨の決議が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、特に対価の公正性の観点から、平成22年7月29日、アビーム M&A コンサルティングより、本公開買付価格138円は公開買付者等（公開買付者を含む、東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2にいう支配株主その他施行規則で定める者を意味する）を除く対象者の株主にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領しているとのことです。

③ 法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、対象者の取締役会での検討及び意思決定に際しては、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けたとのことでした。

④ 利害関係のない取締役及び監査役の承認

対象者によれば、対象者は、当社から、平成 22 年 6 月末頃に本公開買付けに関する提案を受けて以降、本公開買付けの買付価格その他の諸条件について、複数回にわたり当社との間で協議・交渉を行うとともに、上記アビーム M&A コンサルティングからの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容を参考にした上で、リーガルアドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言等を踏まえて、慎重に検討したとのことでした。

その結果、本日開催の対象者の取締役会（取締役 8 名中、出席取締役 5 名）において、本公開買付けが、対象者の事業の更なる発展に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を出席取締役全員の賛同を得て決議したとのことでした。また、上記取締役会に出席した対象者の全監査役（監査役 5 名（うち社外監査役 3 名）中、出席監査役 4 名（うち社外監査役 3 名））は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことでした。

なお、対象者の取締役のうち、古池進氏は平成 22 年まで、榎坂純二氏及び松葉健次郎氏は平成 21 年まで、当社又はその関係会社の役員又は従業員であり、そのうち、古池進氏及び榎坂純二氏は現在も当社の顧問であるため、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、本公開買付けに関する全ての審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことでした。また、対象者の監査役である牧田孝衛氏は、平成 21 年まで当社の役員であり、現在も当社の顧問であるため対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記の審議に参加していないとのことでした。

⑤ 買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、比較的長期間である 31 営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」及び「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」に記載の通り、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及び本株式交換により、対象者の発行済株式の全て（当社が保有する対象者株式を除きます。）を取得する予定です。

すなわち、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に、対象者との間で、本株式交換を行うことにより、当社が対象者の発行済株式の全て（当社が保有する対象者株式を除きます。）を取得することを企図しています。

これは、当社を除く対象者の株主に対して、本公開買付け価格で保有株式をご売却いただくというご判断だけでなく、本株式交換を通じ、GT12 の実現とエレクトロニクス No. 1 の『環境革新企業』に向けて尽力して

いくパナソニックグループを継続してご支援いただけるように、新たに当社の株主様となっていただくというご選択も可能としたものです。

本株式交換においては、当社を除く対象者の株主の皆様が保有する対象者株式の対価として当社株式を交付することを予定しており、法定の必要手続を踏むことにより、本公開買付けに応募されなかった対象者株式を含む対象者の全株式（当社が保有している対象者株式を除きます。）は全て当社株式と交換され、当社株式1株以上を割り当てられた対象者の株主の皆様は、当社の株主となります。本株式交換は、その効力発生日を遅くとも平成23年4月頃を目途に設定して実施する予定です。

なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第784条第1項に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、その公正性及び妥当性を確保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関による株式交換比率の算定を参考に、本公開買付け終了後に当社と対象者がそれぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して協議の上で決定しますが、本株式交換により対象者の株主の皆様が受け取る対価（当社株式。ただし、受け取るべき株式の数に一株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。）を決定するに際しての対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格を基準にする予定です。本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主の皆様は、会社法その他関連法令の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができ、この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

（５）上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該上場廃止基準に該当しない場合でも、その後上記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の通り、本株式交換により当社は対象者を当社の完全子会社とすることを企図していますので、かかる手続が実行された場合、対象者の普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することができなくなります。

（６）公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 該当事項はありません。

２．買付け等の概要

（１）対象者の概要

① 名 称	三洋電機株式会社
② 所 在 地	大阪府守口市京阪本通二丁目５番５号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐野 精一郎
④ 事 業 内 容	各種電気機械器具の製造・販売
⑤ 資 本 金	322,242 百万円（平成22年3月31日現在）
⑥ 設 立 年 月 日	昭和25年4月1日
⑦ 大株主及び持株比率 （平成22年3月31日現在）	パナソニック株式会社 50.05% オーシャンズ・ホールディングス有限会社 9.57% 株式会社三井住友銀行 3.00% 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社 1.41% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 1.03%

	三洋電機従業員持株会	0.77%
	日本生命保険相互会社	0.64%
	住友生命保険相互会社	0.49%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	0.48%
	三井住友海上火災保険株式会社	0.38%
⑧ 当社と対象者の関係		
資 本 関 係	当社は対象者の発行済株式総数（6,158,053,099 株）の 50.05%に相当する 3,082,309,227 株を所有しております。	
人 的 関 係	当社の顧問3名が、対象者の取締役、監査役に就任しております。	
取 引 関 係	当社は対象者との間で、対象者に対する製商品、材料等の販売取引、及び対象者からの製商品、材料等の仕入取引を行っております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。	

（２）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 8 月 23 日（月曜日）から平成 22 年 10 月 6 日（水曜日）まで（31 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（３）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、138 円

（４）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から平成 22 年 7 月 29 日に提出された算定書を参考にいたしました。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、以下の通りです。

（a）市場株価平均法：112 円～138 円

市場株価平均法では、平成 22 年 7 月 27 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の、直近 6 ヶ月間の終値平均値、直近 3 ヶ月間の終値平均値、直近 1 ヶ月間の終値平均値、直近 1 週間の終値平均値、及び基準日終値を基に、対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、112 円～138 円と分析しております。

（b）類似会社比較法：46 円～85 円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、46 円～85 円と分析しております。

（c）DCF 法：113 円～233 円

DCF 法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、113

円～233 円と分析しております。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係わるデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付けにおける買付価格（案）を 138 円と算定しました。そして、当社は、平成 22 年 7 月 29 日、野村證券より、上記経緯により算定された買付価格（案）138 円は当社にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領した上で、最終的に平成 22 年 7 月 29 日開催の取締役会において本公開買付価格を 138 円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である 1 株当たり 138 円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前日である平成 22 年 7 月 28 日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の普通取引終値 118 円に対して 16.9%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去 1 ヶ月間（平成 22 年 6 月 29 日から平成 22 年 7 月 28 日まで）の普通取引終値の単純平均値 114 円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）に対して 21.1%、過去 3 ヶ月間（平成 22 年 4 月 30 日から平成 22 年 7 月 28 日まで）の普通取引終値の単純平均値 126 円に対して 9.5%、過去 6 ヶ月間（平成 22 年 1 月 29 日から平成 22 年 7 月 28 日まで）の普通取引終値の単純平均値 137 円に対して 0.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

（買付価格の決定に至る経緯）

当社と対象者は、すでにグループ企業として経営戦略を共有し、本年 7 月よりパナソニックルートで HIT 太陽電池の販売を本格的に開始するなど、様々なコラボレーション施策も実行しておりますが、パナソニックグループを取り巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けております。環境・エネルギー関連市場の急拡大、新興国市場の急成長などが、事業拡大の好機をもたらす一方で、日米欧に加え韓国・台湾・中国企業などとの競争が、デジタル AVC ネットワーク分野にとどまらず、二次電池や太陽電池、電気自動車関連などの分野においても激化しております。戦略実行のスピードを上げ、さらなる総合力の発揮に向けてあらゆる手を打たなければ、成長市場でのグローバル競争に打ち勝つことは困難になっております。

こうした中、当社と対象者は、平成 22 年 6 月末頃から、当社からの提案を契機として、両社の企業価値をさらに向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けとその後の取引を通じて当社が対象者を完全子会社化することにより、意思決定の迅速化とグループ・シナジーの最大化を実現し、「エレクトロニクス No. 1 の『環境革新企業』」の実現に向けた取り組みを加速していくことが、対象者の企業価値の拡大のみならずパナソニックグループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至ったことから、当社は、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付価格について決定しました。

（イ）算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、野村證券より、算定書を平成 22 年 7 月 29 日に取得しています。また、当社は、平成 22 年 7 月 29 日、野村證券より、本公開買付価格 138 円は当社にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領いたしました。

（ロ）当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下の通りです。

市場株価平均法 : 112 円～138 円
類似会社比較法 : 46 円～85 円
DCF 法 : 113 円～233 円

(ハ) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係わるデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 22 年 7 月 29 日開催の取締役会において本公開買付価格を 138 円と決定いたしました。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者が本日現在において当社の連結子会社であること並びに当社と対象者の人事及び業務上の継続的な関係を勘案し、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

(イ) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から平成 22 年 7 月 29 日に提出された株式価値算定書を参考にいたしました。

(ロ) 対象者による株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるアビーム M&A コンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。アビーム M&A コンサルティングは、対象者の株式価値の分析にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者から対象者の財務情報及び事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で対象者株式の価値を分析し、平成 22 年 7 月 29 日付で対象者に対し株式価値算定書を提出したとのことです。アビーム M&A コンサルティングが当該株式価値の分析に用いた手法は、市場株価法、類似会社比準法及び DCF 法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、以下の通りとのことです。

(a) 市場株価法：114 円～140 円

市場株価法では、平成 22 年 7 月 28 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の、直近 6 ヶ月間の終値平均値及び出来高加重平均値、直近 3 ヶ月間の終値平均値及び出来高加重平均値、直近 1 ヶ月間の終値平均値及び出来高加重平均値、及び基準日終値を基に、対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、114 円～140 円と分析しているとのことです。

(b) 類似会社比準法：78 円～110 円

類似会社比準法とは、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定する手法であり、これにより対象者の普通株式の 1 株当たりの価値を、78 円～110 円と分析しているとのことです。

(c) DCF 法：100 円～163 円

DCF 法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報、当社が対象者を完全子会社化することにより創出が期待されるシナジー効果等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより

対象者の普通株式の1株当たりの価値は、100円～163円と分析しているとのことです。さらに、対象者取締役会は、本賛同表明及び応募推奨の決議が少数株主にとって不利益なものでないことに關する意見として、特に対価の公正性の観点から、平成22年7月29日、アビーム M&A コンサルティングより、本公開買付け価格138円は公開買付者等（公開買付者を含む、東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2にいう支配株主その他施行規則で定める者を意味する）を除く対象者の株主にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領しているとのことです。

（ハ）法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、対象者の取締役会での検討及び意思決定に際しては、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けたとのことです。

（二）利害関係のない取締役及び監査役の承認

対象者によれば、対象者は、当社から、平成22年6月末頃に本公開買付けに関する提案を受けて以降、本公開買付けの買付け価格その他の諸条件について、複数回にわたり当社との間で協議・交渉を行うとともに、上記アビーム M&A コンサルティングからの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容を参考にした上で、リーガルアドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言等を踏まえて、慎重に検討したとのことです。

その結果、本日開催の対象者の取締役会（取締役8名中、出席取締役5名）において、本公開買付けが、対象者の事業の更なる発展に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を出席取締役全員の賛同を得て決議したとのことです。また、上記取締役会に出席した対象者の全監査役（監査役5名（うち社外監査役3名）中、出席監査役4名（うち社外監査役3名））は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、古池進氏は平成22年まで、榎坂純二氏及び松葉健次郎氏は平成21年まで、当社又はその関係会社の役員又は従業員であり、そのうち、古池進氏及び榎坂純二氏は現在も当社の顧問であるため、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、本公開買付けに関する全ての審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、対象者の監査役である牧田孝衛氏は、平成21年まで当社の役員であり、現在も当社の顧問であるため対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記の審議に参加していないとのことです。

（ホ）買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である31営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付け価格の公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,059,465,509 株	—	—

(注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 買付予定数は、対象者が平成22年6月23日に提出した第86期有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の発行済株式数（6,158,053,099株）から本日現在において公開買付者が保有する対象者の株式数（3,082,309,227株）及び対象者が平成22年6月23日に提出した第86期有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の対象者が保有する自己株式数（16,278,363株）を控除した株式数（3,059,465,509株）です。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,082,309 個	(買付け等前における株券等所有割合 50.19%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合未定)
買付予定の株券等に係る議決権の数	3,059,465 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	6,130,300 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在未定ですが、公開買付期間開始日である平成22年8月23日までに調査の上、開示する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年6月23日に提出した第86期有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式及び相互保有株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成22年6月23日に提出した第86期有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の普通株式の発行済株式総数6,158,053,099株から、対象者が平成22年6月23日に提出した第86期有価証券報告書に記載された自己株式数16,278,363株を控除した株数（6,141,774,736株）に係る議決権の数（6,141,774個）を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 422,206 百万円

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日
平成22年10月14日（木曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。）。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ、第 4 号、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経

済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書きに定める場合を除き、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 22 年 8 月 23 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」を参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けがパナソニックグループの業績に与える影響については、確定次第速やかに報告します。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行ったとのことです。

具体的には、対象者は、当社から、平成 22 年 6 月末頃に本公開買付けに関する提案を受けて以降、本公開買付けの買付価格その他の諸条件について、複数回にわたり当社との間で協議・交渉を行うとともに、上記アビーム M&A コンサルティングからの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容を参考にした上で、リーガルアドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言等を踏まえて、慎重に検討したとのことです。

その結果、本日開催の対象者の取締役会（取締役 8 名中、出席取締役 5 名）において、本公開買付けが、対象者の事業の更なる発展に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を出席取締役全員の賛同を得て決議したとのことです。また、上記取締役会に出席した対象者の全監査役（監査役 5 名（うち社外監査役 3 名）中、出席監査役 4 名（うち社外監査役 3 名））は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、古池進氏は平成 22 年まで、榎坂純二氏及び松葉健次郎氏は平成 21 年まで、当社又はその関係会社の役員又は従業員であり、そのうち、古池進氏及び榎坂純二氏は現在も当社の顧問であるため、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、本公開買付けに関する全ての審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、対象者の監査役である牧田孝衛氏は、平成 21 年まで当社の役員であり、現在も当社の顧問であるため対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記の審議に参加していないとのことです。

「公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」及び「利益相反を回避する措置の具体的内容」については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」及び「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者が平成 22 年 7 月 15 日付で公表した「子会社（三洋半導体株式会社）株式及び債権の譲渡等に関するお知らせ」によれば、対象者は、対象者保有の連結子会社である三洋半導体株式会社の全株式及び同社に対して有する貸付金債権をオン・セミコンダクター・コーポレーション（本社：米国アリゾナ州、米国 NASDAQ 上場）の 100% 子会社であるセミコンダクター・コンポーネンツ・インダストリーズ・エルエルシー（本社：米国アリゾナ州）に譲渡することに関し、譲渡契約を締結することを決議したとのことです。同プレスリリースによれば、譲渡金額（予定）は約 330 億円で、クロージング時における現預金等の額による一定の調整が行われる予定とのことです。

② 対象者が平成 22 年 7 月 16 日付で公表した「子会社（三洋電機ロジスティクス株式会社）の異動に関するお知らせ」によれば、対象者は、対象者の連結子会社である三洋電機ロジスティクス株式会社について、対象者が保有する全株式を、ロングリーチグループが運用する投資ファンドの傘下にある株式会社 LS ホールディングスが実施する公開買付けに応募していたところ、同公開買付けの成立により同公開買付けの決済日である平成 22 年 7 月 30 日付で、三洋電機ロジスティクス株式会社は、対象者の子会社から株式会社 LS ホールディングスの子会社に異動することになったとのことです。同プレスリリースによれば、同公開買付け成立による株式譲渡により、平成 23 年 3 月期において、単独で約 94 億円並びに連結で約 42 億円の株式譲渡益を計上する見込みとのことです。

③ 対象者は、平成 22 年 7 月 28 日付で「平成 23 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔米国会計基準〕」を公表しております。当該公表に基づく平成 23 年 3 月期第 1 四半期の対象者の連結業績は以下の通りです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。

平成 23 年 3 月期第 1 四半期の連結業績（平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日）

（i）連結経営成績（累計）

	平成 23 年 3 月期 (第 1 四半期連結会計期間)
売上高（百万円）	387,392
営業利益（百万円）	13,948
継続事業税金等調整前四半期純利益（百万円）	12,290

（ii）連結財政状態

	平成 23 年 3 月期 (第 1 四半期連結会計期間末)
総資産（百万円）	1,350,944
株主資本（百万円）	109,209
株主資本比率	8.1%
1 株当たり株主資本（円）	17 円 78 銭

④ 対象者は、平成 22 年 7 月 28 日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりですが、これらは、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。

（対象者による公表内容）

最近の業績動向を踏まえ、平成 22 年 5 月 6 日に公表した業績予想を下記のとおり修正いたしましたのでお知らせいたします。

記

平成 23 年 3 月期第 2 四半期連結累計期間連結業績予想数値の修正（平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日）

	売上高	営業利益	継続事業 税引前四半期純利益
前回発表予想（A）	百万円 850,000	百万円 11,000	百万円 3,000
今回発表予想（B）	820,000	24,000	22,000
増減額（B－A）	△30,000	13,000	19,000
増減率（％）	△3.5	118.2	633.3
【ご参考】前期第 2 四半期実績 (平成 22 年 3 月期第 2 四半期)	766,404	6,468	△28,903

修正の理由

第2四半期連結累計期間の業績予想につきましては、営業利益面では、太陽電池、光ピックアップ、キャパシタ及び車載機器が順調に推移するとともに、全社で推進している原価低減活動等のコストダウン効果により、当初予想を大きく上回る見通しとなりました。また、継続事業税引前四半期純利益ならびに当社株主に帰属する四半期純利益も、営業増益効果に加え、第2四半期に予定している三洋電機ロジスティックス株式譲渡益などにより大幅増益となる見通しです。このため、平成22年5月6日に公表した連結業績予想を修正することとしました。

なお、売上高につきましては、半導体事業を非継続事業としたことにより、同事業の売上高約570億円を今回発表予想から除外しております。

年間の連結業績予想につきましては、欧州の金融不安や米国での景気先行き懸念、為替動向など、今後の見通しに不確実な要素が多いことから、平成22年5月6日に公表しました業績予想を据え置いております。

(注)平成23年3月期第1四半期より、半導体事業を非継続事業としております。これに伴い、米国会計基準に基づき非継続事業となった半導体事業に関し、修正後の売上高、営業利益、継続事業税引前四半期純利益から除外しております。また、前期第2四半期実績についても同様に組替再表示しております。

以 上

【インサイダー規制】

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成22年7月29日午後3時30分 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から12時間を経過するまでは、三洋電機株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来予測】

本プレスリリースには、三洋電機株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。

当社は、当社とパナソニック電工との間の株式交換（「パナソニック電工株式交換」）並びに当社と三洋電機との間の株式交換（「三洋電機株式交換」）に伴い、Form F-4 による登録届出書を米国証券取引委員会（「SEC」）に提出する可能性があります。パナソニック電工株式交換または三洋電機株式交換（「対象株式交換」）に関し Form F-4 を提出することになった場合、Form F-4 には、目論見書（prospectus）及びその他の文書が含まれることになります。Form F-4 が提出され、その効力が発生した場合、対象株式交換を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書が、対象会社（パナソニック電工または三洋電機）の米国株主に対し発送される予定です。Form F-4 を提出することになった場合、提出される Form F-4 及び目論見書には、対象会社及び当社に関する情報、対象株式交換及びその他の関連情報などの重要な情報が含まれることになります。対象会社の米国株主におかれまし

ては、その株主総会において対象株式交換について議決権を行使される前に、対象株式交換に関連して SEC に提出される可能性のある Form F-4、目論見書及びその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。対象株式交換に関連して SEC に提出される全ての書類は、提出後に SEC のインターネットウェブサイト（www.sec.gov）にて無料で公開されます。なお、かかる書類につきましては、お申し込みに基づき、無料にて配布いたします。配布のお申し込みは、下記記載の連絡先にて承ります。

〒571-8501

大阪府門真市大字門真 1006 番地

パナソニック株式会社

財務・IRグループ IRチーム 山村 方人

電話：06-6908-1121

メール：yamamura.masahito@jp.panasonic.com

URL：<http://panasonic.co.jp/>

本プレスリリースには、パナソニックグループの「将来予想に関する記述（forward-looking statements）」（米国1933年証券法第27条A及び米国1934年証券取引法第21条Eに規定される意味を有する）に該当する情報が記載されています。本プレスリリースにおける記述のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これら将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされたパナソニックグループの仮定及び判断に基づくものであり、これには既知または未知のリスク及び不確実性並びにその他の要因が内在しており、それらの要因による影響を受ける恐れがあります。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的または黙示的に示されるパナソニックグループの将来における業績、経営結果、財務内容に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらすおそれがあります。パナソニックグループは、本プレスリリースの日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、米国1934年証券取引法に基づく今後の米国証券取引委員会への届出等において当社の行う開示をご参照下さい。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因の例としては、次のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、当社の有価証券報告書にも記載されていますのでご参照ください。

- 米国、欧州、日本、中国その他のアジア諸国の経済情勢、特に個人消費及び企業による設備投資の動向
- 多岐にわたる製品・地域市場におけるエレクトロニクス機器及び部品に対する産業界や消費者の需要の変動
- 為替相場の変動（特に円、米ドル、ユーロ、人民元、アジア諸国の各通貨並びにパナソニックグループが事業を行っている地域の通貨またはパナソニックグループの資産及び負債が表記されている通貨）
- 資金調達環境の変化等により、パナソニックグループの資金調達コストが増加する可能性
- 急速な技術革新及び変わりやすい消費者嗜好に対応し、新製品を価格・技術競争の激しい市場へ遅滞なくかつ低コストで投入するパナソニックグループの能力
- 他企業との提携またはM&A（公開買付け及び株式交換によるパナソニック電工及び三洋電機の完全子会社化を含む）で期待どおりの成果を上げられない可能性
- パナソニックグループが他企業と提携・協調する事業の動向
- 多岐にわたる製品分野及び地域において競争力を維持するパナソニックグループの能力
- 製品やサービスに関する何らかの欠陥・瑕疵等により費用負担が生じる可能性
- 第三者の特許その他の知的財産権を使用する上での制約
- 諸外国による現在及び将来の貿易・通商規制、労働・生産体制への何らかの規制等（直接・間接を問わない）
- パナソニックグループが保有する有価証券及びその他資産の時価や有形固定資産、のれんなどの長期性資産及び繰延税金資産等の評価の変動、その他会計上の方針や規制の変更・強化
- 地震等自然災害の発生、感染症の世界的流行、その他パナソニックグループの事業活動に混乱を与える可能性のある要素